

令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和7年6月11日（水曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副 町	長	須 田 政 好 君
総 務 課	長	佐 野 仁 君
防 災 管 財 課	長	阿 部 伸 二 君
防 災 管 財 課 課 長 補 佐		櫻 井 紳 司 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 博 人 君
事務局次長兼議事調査係長	須 田 真喜子 君

議事日程

令和7年6月11日（水曜日） 午後2時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 旧不動堂中学校武道場の貸付けについて

第4 その他

第5 閉 会

午後２時３０分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから、全員協議会を開きます。

先ほどまで６月会議、大変御苦勞さまでございました。無事に終了いたしまして、皆様の御協力によってスムーズに運ばせていただいたことに大変感謝申し上げます。

これより全員協議会を開きますので、全員参加の中で行います。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は１件です。

では、最初に町長から御挨拶をいただきたいと思います。

○町長（相澤清一君） 先ほどは６月会議、大変御苦勞さまでございました。お疲れさまでした。本当にありがとうございました。

本日は、議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、旧不動堂中学校の武道場の貸付けについてであります。本年３月に閉校となりました旧不動堂中学校の武道場について、不動堂４区自治会から地域の集会所として使用したいとの申出がございました。この申出を受け、町といたしましては、協議、検討した結果、不動堂４区自治会に集会所として貸出ししたいと考えております。本日はその内容について御説明申し上げます。

詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

それでは、早速、説明及び意見を求める事項に移りたいと思います。

１番の旧不動堂中学校武道場の貸付けについてに入ります。

それでは、総務課長、説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。

それでは、説明員の紹介をさせていただきます。

防災管財課課長、阿部伸二でございます。（「阿部と申します。よろしくお願いいたします」の声あり）

同じく防災管財課課長補佐、櫻井紳司でございます。（「お疲れさまです。防災管財課、櫻井です。よろしくお願いいたします」の声あり）

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。では、よろしくお願いいたします。

では、早速、説明をお願いしたいと思います。

○防災管財課長（阿部伸二君） それでは、説明させていただきたいと思いますが、説明に入る前に資料の訂正をすみません、お願いしたいと思います。

1 枚目、1 ページと振られております貸付けについての資料の 3、貸付け物件（2）土地の令和60年 3 月31日となっておりますが、こちら、令和30年 3 月31日の数字の間違いでございます。訂正のほうお願いいたします。

それと、もう一つ、別添でつけさせていただきました土地使用賃借の契約書の（案）なのですが、これの第 3 条、すみません、7 ページの資料となっております。7 ページのページ数になっている資料で、第 3 条の期間、こちら令和60と記載されてございますが、30という部分で訂正のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 皆さん、その60から30というのは2つ、よろしいですね。（「はい」の声あり）了解しました。

では、説明をお願いします。

○防災管財課長（阿部伸二君） 旧不動堂中学校の武道場の貸付けについて御説明申し上げます。

令和 7 年 3 月をもって閉校になった旧不動堂中学校施設の武道場について、不動堂 4 区自治会より地域の集会所として使用したいと申出がございました。

経過といたしましては、令和 6 年11月に不動堂 4 区自治会長より利活用についての相談がございました。その後、令和 7 年 4 月上旬、町でも全課を対象に利活用方法について協議をいたしました。活用をめどは立たないとか、活用したいという課はございませんでした。本年 4 月17日に普通財産の貸付けについて庁内で打合せを行い、不動堂 4 区自治会へ貸付けをする方向で協議、検討いたしました。町での調整内容を以前から相談のありました不動堂 4 自治会へお伝えしたところ、令和 7 年 5 月15日付で同自治会より長期貸付申請書が提出されました。

次に、施設の概要でございますが、ページ数、1 ページ目の資料、2 番、施設概要のほうを御覧いただきたいと思います。

（1）住所、美里町字新妻の神93番地。（2）建築年度、平成22年度。（3）構造、鉄骨造り 1 階建て。（4）延床面積450平米。

3、貸付物件でございます。

（1）建物450平米。こちらは予定では、今年度、令和 7 年 7 月 1 日から令和13年 3 月31日まで無償貸与。

（2）土地、2,000平米。令和 7 年 7 月 1 日から令和30年 3 月31日まで無償貸与。

4の今後の対応という部分でございますが、町といたしましては、不動堂4区自治会へ建物と土地を無償で貸付けを行い、地域の集会所として活用をしていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきましたが、皆さんのほうから意見または質問等ありますか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 何点かお聞きしたいのですが、1つずつですか。

まず、この場所を、新妻の神93番地ですね。これは行政区は、どこの行政区の場所になっているのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） こちらにつきましては、不動堂4区という形になっております。

○議長（鈴木宏通君） じゃあ次、鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 要するに、中学校との境の道路が境ということでよろしい、理解してよろしいわけですね。多分中学校のほうは志賀町でしょうし、その道路をまたいで、お墓側といえますか、が4区ということだと思います。

それで、その不動堂4区には神社のところに集会所、ありますよね。であっても、あそこはもう使わないで新しいこちらのほうを利用するということなるのでしょうか。そちらのほうは取壊しとか何かそういうふうな予定でもあるのですか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 自治会の会長さんのお話ですと、当面は両方とも併用して使うと。しかし、現在の生活センターなのですけれども、その生活センターの屋根がかなりひどくなっていて、屋根が今にも飛びそうな状況で、屋根の修理は地区住民の方々でできないので膨大な費用がかかるということです。それで、近々そちらのほうは使用をやめて、そして新しい集会所の整備を考えていたんだというお話でございました。

ですので、今後、どれぐらい使う期間があるかは承知してございませんが、当分の間は併用して使うという話を聞いています。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 説明で、庁舎内各課ともその辺の協議といえますか、されたということ

の中でのこういう結果ということなのですからけれども、例えば駅東コミュニティセンター、あそこは人気があって使い勝手もいいのでしょうけれども、かなり申し込んでも使えないという状況もあります。

したがって、私個人的には、これだけの広さ、450平米ですよね。坪に直すと135坪。駒米は10坪くらいしか集会所、ございません。とてもうらやましいと思いますよね。これを集会場で使うというのはね。それと、今申しあげました駅東の今の状況を見ると、間仕切りしてもね、そういう使い方もあるのかなと今ちょっと思いましたので、その辺は考えは、検討はなされなかったのでしょうかね。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 広さも確かにかなりございます。それで、ちょうどあそこの位置が志賀町の行政区と、それから不動堂4区の行政区のちょうど境といたしますか、線を引くとちょっと不動堂4区に入っているのですが、それで志賀町の行政区の自治会の会長さんあるいは行政区長さんにもいろいろ御意見を聞きまして、広域的な利用もできるのではないかとということで御意見を聞きまして、現在の志賀町住宅にある集会所で十分間に合っているので、志賀町自治会としては使いたいという要望はないということで返事をいただいております。

それで、不動堂4区の自治会の会長さんの御意向では、ほかの自治会、ほかの行政区の方々が使いたいときは大いに開放すると。しかし、駅東のように職員が常駐しているわけではございませんので、そのような形での利便性はちょっと落ちますが、皆さんに使っていただける使い方をしていきたいという意向でございました。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） できれば、広さも広さですので広範囲といたしますか、どこまでが広範囲というところもあるのでしょうけれども、駅東は結構、町内広くサークル等使っておりますので、少し開放する方向でもね、検討していただければと思います。

それで、土地利用、土地も結構あるのですけれども、これ、2,000平米ですか、2反歩ですね。これはやはり集会所の例えばゲートボールとか、そういうことで使うということで不動堂4区では考えているのでしょうかね。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） それでは、駐車場につきましてなのですが、2ページになりますが、別紙位置図の中の武道場と右のほうにありまして、丸印されておりますが、そちらの南側の敷地のほうが駐車場スペースという形で貸出しする形になっております。

○議長（鈴木宏通君）　鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君）　現況、私もちょっとは見ているのですけれども、空き地といいますか、雑草がちょっと生えているというところですよ。すると、この北側のテニスコート、これは別途だよというふうに理解してよろしいんですね。

それで、あともう1点だけお聞きしますけれども、メンテナンスといいますか、後から何かこう、不具合があった場合、乙の契約書見ると、負担でそれを修繕するということなのですか。けれども、大きいその、何百万なりね、かかるような修繕の場合、それも乙の負担ということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君）　櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君）　こちらの大きいものにつきましては、町と一旦協議をするという形で進んでおります。

○議長（鈴木宏通君）　具体的に多少言えますか。副町長。

○副町長（須田政好君）　通常の小破修繕については自分たちで直していただいて、使う分については使っていただくと。あと、それから場合によっては、集会所と武道場とでは設備の関係で不足するものもあるかと思います。その際、大規模とってどこから大規模なのですか。けれども、中規模なり小規模の改修を行うときには、そのとき町と協議をしていただきまして、おおむね向こうの意向に沿った修繕、改修を行う場合は、乙の借りる側の責任でやっていただくということを考えてございます。しかし、乙のほうが費用を負担すれば何でもできるということではございませんので、そのときには町に協議していただき、町の了解を得た上で乙の負担で行っていただくということを考えてございます。

しかし、自然災害等で大きな災害、例えば屋根が雨漏りが始まったとか壊れたとか、その場合に関しては、貸す側の町の責任もございますので、町のほうとしても負担は考えていかなければいけないと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君）　鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君）　繰り返しになりますけれども、施設は立派な施設ですよ。それで、今常駐の管理人はいないということで、利用者は絞らざるを得ないということのお話なのですか。けれども、できれば、ちょっと話ずれるかもしれませんけれども、一般的に集会所建て直しとか修理する場合、町からの負担はありますけれども、やはり限られたと言うとあれなのですか。一言で言えばうらやましいと思うのです、これを使えるというのはね。ですので、管理人がいなくとも、もう少しオープンにしていいただければと思います。私も実は現職のときこれ、

手がけたというところもありますので、志賀町、不動堂4区、うらやましいなと思いました。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。山岸三男議員。

○4番（山岸三男君） 今、副町長から、要するに修繕じゃなくて、ある意味の大規模改修、今の現状で畳と柔道と剣道の広さがありますね。そのところを今度、この4区ですか、の方が借受けするときに一定の改修工事をするのかなとも思ったりしたのですけれども、それで今の、先ほど副町長は、もし小破修理とかは当然乙のほうで修理すると。ただ、大規模、中規模かは分からないけれども、修繕が必要なときは協議の上ということなのですからけれども、ただ、この契約書にはそういうものがどうも入っていないんですよ。

だったらば、その文言は一定のこの契約の何条かにね、そういう大規模改修とかなんかするときは、甲乙で協議するとかなんとかという、この契約書にね、文言として入れていたほうが、ただ言葉だけで、協議だけで話し合いだけとなると、いろいろやり取りが難しくなる場合もあるんじゃないかと私は思ったのです。その辺で、この契約書の何条の何項内でね、そういうのを入れていたほうが、お互い甲乙としてよろしいのかなと思うので、その辺はどのように考えますか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） それでは、私のほうからなのですけれども、4ページの貸付契約書（案）になりますが、こちらの第5条の2という形であるのですけれども、こちら乙は貸付物件の現状を変更しようとするときには、事前に詳細なりを付した書面をもって甲に申出をし、甲の承認を受けなければならないという形の記載がありますので、現状の形を変更しようとするときには町のほうに承認申請をいただくという形になっております。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 今、5条ね、5条の文言で、今私が懸念したところはこの5条で対応できるということによろしいですね。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） はい、大丈夫です。

○4番（山岸三男君） 分かりました。以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） すみません、1点ずつお聞きします。

少しダブるかもしれませんが、この4区の人たちが、行政区によって集会所とか会館を持た

ない行政区もありますので、あれ、ここの行政区はどうなのかなといったところで、生活センターを基盤にしたということだけでも、この生活センター、こっちは今度の武道場を借り入れることによりまして、この生活センターの運営というのは、それはどうなっていくのか。2つ持つのか、それとも、そのあたりどうなんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 自治会の会長さんから聞いている範囲でお答えしますと、あそこのお薬師様の神社のすぐそばでございますので、薬師様に関連する薬師様の護持会でありますかね、会議はそちらのほうで、あるいは祭典等がある場合はそちらのほう使うような話を聞いています。しかし、一般の、一般といいますか、普通の行政区あるいは自治会の会員対象の集会といえますか、催物は新しい集会所を使っていきたいというお話を聞いてございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 貸付期間で建物が7年7月1日から13年3月31日、今、5年と何か月、8か月ですか、土地が、うちの行政区の土地は町のほうから借入れしているんですよ。この今回30年のスパンを取ったというのですけれども、いや、これ変更になってしまっただけ30年になっているのだから、俺も確認はしません。これ、何かの条件みたいなのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） それでは、期間につきましてなのですけれども、こちらにつきましては、美里町の財務規則の第153条の規定で普通財産の貸付けというのがございまして、建物につきましては10年間、土地につきましては30年間という形になっております。1つは。

それで、あとちょっと令和7年7月1日からという貸付けを予定しているのですが、こちらの最後につきましては、ほかの建物、集会所関係、あとは集会所の土地部分を貸している部分、ほかの集会所と最後の期間を合わせるという形の中身になっております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。

○3番（吉田二郎君） 分かりました。この武道場、私、常任委員会的时候、一度だけ出来上がった頃か、中を見せてもらったときがあるのですけれども、今の現状とはちょっと違うのでしょうか、この武道場にいろいろ備品とかね、武道場はほとんど何もないと思うのですけれども、何かそういうものが入っているか、今建てつけ、何かつけたか、そこら辺はどうなのでしょう、現状。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） 備品でしょうか。先日、中のほうを確認したところ、剣道の防具がちょっとまだありまして、そちらにつきましては教育総務課のほうにお話をしまして、あと確認をして、あと撤去していただくような流れになっております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 武道場で旧不動堂中学校はもう変えて、武道場を残すのですという話があったときに私もほっとした。というのは、この武道場しか、地域の人たちの剣道の学校の管理でしょうけれども、剣道の利用をずっとしてきて、もう本当に子供の健全育成だけでなく指導者の方も一生懸命で、今の剣道の中体連の活躍とか、山の神社杯での子供たちの成績なんかを見て、あそこの立地条件があったからそういうふうな今の姿ができていのかと思ったんですよ。ここを今度こういう4区の地域の皆様に貸出しするということになると、この今までやっていた剣道の活動場所というかね、そういうのはお聞きになっていましたですか。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員、（「これは別」の声あり）別、貸付けのことについての今全協なので、その部分は後日また別に聞いていただければいいかと思いますので、そこは、剣道の部分は、この建物に関する貸付けです。

○3番（吉田二郎君） すみません、では取り消します。

あと、じゃあ9条で、この調査等とあって、随時何かこの現況ですか、現状を見るような、この条例が載っていたのだけれども、これはどういう目的を持ってこれを入れたのだから、文言。

○議長（鈴木宏通君） 契約書の9条ですね。

○3番（吉田二郎君） はい。9条を読みますか。甲は、貸付物件について随時現地を調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は、この調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

○議長（鈴木宏通君） では、答弁のほう。櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） こちら第9条につきましては、随時現地を調査するという形にはなっておりますが、常に確認しながら貸付けを行いたいという形になっております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）

ほかに。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 単純な質問ですが、この土地の使用、貸借契約のほうなのですが、期間が30年の3月31日、令和のね、それと集会所のほうは期間がもう5年ですかね、その分が短いわけなのだけれども、30年まで借りられますよということのここ、理解でいいんですかね。と

いうのはね、30年間ずっと契約したら、30年間そこを管理しなきゃいけないというふうに捉えられないと困るのだけれども、その辺はどういうふうな考えですか。

それでね、2,000平米というのはかなりの面積なのでね、現状をちょっと見ていないので何とも言えないのだけれども、結構その草刈りから管理からというのは大変だと思うのですが。

○議長（鈴木宏通君） それをどういうふうな管理をするかでしょう。では、桜井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） それでは、私のほうからなのですが、こちら7ページの土地の使用貸借の契約書になるかと思いますが、こちらの第3条の期間につきましては、令和7年7月1日から令和30年の7月31日までとするという、これは案にはなっておりますけれども、こちらは30年の3月31日までの貸付期間という形になりまして、建物についてはその都度、10年間になりますので10年に1回更新を行うという形になります。

○議長（鈴木宏通君） 暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時02分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開いたします。

副町長。

○副町長（須田政好君） 休憩をいただき大変申し訳ありませんでした。

貸付けの期間、ちょっと町としまして少し見直しをかけたいと思っています。といいますのは、これまで集会所の用地を町で貸付けしているケースも随分あります。その場合は30年で、町が土地だけを貸して、上物はその地区の所有物になっているというパターンでございましたので、町が土地のみを貸すのは30年という考え方でよいと思うのですが、今回は上物のセットで両方貸しますので、上物が貸さなくなった期間まで土地を貸すということはちょっと合いませんので、土地と建物が同じ貸与期間でなくてはいけないと考えてございます。

その旨、不動堂4区自治会のほうにも協議しながら、できれば土地と建物の貸付期間を合わせていきたいと考えてございますので、このところ少し、若干変更になるかもしれませんので御了解いただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） では、赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 私もね、当然そうだと思うんですよね。だから、施設だけ、建物だけが5年なりでやって、あとは土地だけは30年でもしたら、これ、大変な話だなと思ったのです。だから、あとそのところでね、用途のところね、その他の集会場敷地に使用し、その他の

用途には使用しないものとするという、ここの理解はどうすればいいのかな。その他の用途には使用しないって何だべ、これ。第2条、用途。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 御指摘いただきました建物と土地のほうの貸付けについて、集会所の用途、集会所の敷地との用途という形で限定していますが、ここのところにつきましてはもう少し緩和といいますか、地域活動のために、地域のコミュニティー活動のために使えるような用途に限定をしていきたいと、そのような形で修正をかけていきたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） だから、ここの表現をね、何かここをもうちょっと別な表現がいいのかなと思っていたのでね。

それから、ここの土地は、ちょっと現場を見ていないので分からないのだけれどもね、多分草が生えているような状態になっているかなという感じがするのだけれども、そうでもないですか。

あとは、例えば駐車場にするとときに、砂利にするか、あとはもしかしたら舗装にしないかなとかという、そういう話が出たときはどうするのか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） それでは、駐車場の関係なのですけれども、敷地の周りには若干やはり草が生い茂っております。以前からの駐車場になっておりますので、真ん中付近には生えてはおりませんが。あと、駐車場なので、砂利など敷く場合については、こちらの維持管理も自治会のほうでやっていただくような形になりますので。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 相当大きい建物ですよ。大は小を兼ねるってならないと思うんですね。というのは、これだけ広いところに暖房、冷房、そういうのが今ついているのかどうなのか。それで、そういう自治会がこれだけかい建物を借りて、そういう維持管理費というの、かかってくるのですけれども、そういう部分を考えたときに、本当にそういう自治会で賄えるものなのかというのをすごく心配するのですけれども、その辺はどう考えています。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） こちらの維持管理につきましては、不動堂4区の自治会のほうでやっていただく形になりますので。（「すみません。もう一度お願いします」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 議長を通して言ってくださいね。では、再度。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） こちらにつきましての維持管理につきましては、不動堂4区自治会のほうで負担をしていただくという形になります。

○議長（鈴木宏通君） すみません、議長を通して話を進めるように。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） ですから、私が心配しているのは、これだけ広い建物ね、剣道場と柔道場。両方合わさったワンホールですよ。当然使用する際に間仕切りするか何かしないと、このホールごとを暖めたり冷やしたりしなきゃならない状況になってくると思うのです。一自治会にそういうのがなかなか負担が大きくなってくるのかなと。当然電気代、それでさっき赤坂さんも言ったけれども、駐車場の草取りから何から、その全てが自治会で賄えるとはなかなか大変なのかなと思うのですけれども、そういうところはちゃんときちっと話し合ったのですか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今御指摘いただいた点も、町としまして心配しておりました。しかし、自治会の皆さんがその辺を全て考慮して、それで4月の総会等でも皆さんと話をしながら借りるという決定をされて、全て現状のままでこのまま借りたいと。そして、維持管理については私たちが全てやりますということでございましたので、町としましては貸出しの方で考えていたところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） ということは、これに例えばエアコンをつけたいので町でつけてくださいとか、寒いのでヒーターを欲しいので町で買ってくださいとか、そういう形は一切ないんですよ。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 現時点においてはそういった要望はございません。それで、地元の借りる側の不動堂4区自治会のほうで、もしそのようなことをつけたいというのであれば、申出、備付けの設備であれば申出していただいて、そして町のほうとして承諾をしていきたい。

現にお話が出ているのは、ここに湯沸かしの設備がないということでしたので、湯沸かしの設備を自分たちで整備したいという考えは持っているようでございます。そのときにはどのような形で設置するのか、町のほうにお話をしていただいて承認をしていくという形になるかと思えます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 最後にお聞きします。この武道場、今回そうやって自治会にお貸ししま

す。今後、武道場として使うためにこの機能を維持することはないという考えでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 当面の間、普通財産として地区で使っていただくという方向性です。それで、今現在、トレーニングセンターにある武道場と、それから新しくできました中学校の武道場、南郷地区においては第2体育館のお隣にある武道場と、この3か所で当面間に合う、使用が間に合うのではないかと考えてございますので、今回の旧不動堂中学校の武道場については武道場としての使用は当面考えてございません。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 貸すのはいいのですが、大変心配しているのは、やはりこれ、日常の管理ですね。これがどこまでできるのかなというふうなことで大分心配しておりますし、それから、今副町長が言いましたけれども、台所のそういう湯沸器とかそういう設備もありませんので、集会所というよりは、何ていうかね、小体育館みたいなところなので、果たして有効活用できるのかなと。五、六人で集まるような集会所では適さないのではないかなと、こう思っているんですね。ただ、4区の区長さんがどうしてもということであればそれなのですが、それでいわゆる宝くじのほうでね、そういう集会所にした場合に、大規模改修するときに、それは対象にはなるのですか。その辺ちょっと。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 大規模改修は、その申請する団体が所有している建物でないとなりません。しかし、備品、机とか椅子とかの購入については、例えば借りているこの集会施設で使うものであっても、この自治会の申請する団体が使うものであれば、備品等は対象になってきます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） そういうことではないのでしょうか。あくまでも4区で使うということですから、その宝くじには該当にならないということでもいいのですか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 宝くじは2種類ございまして、施設の修繕にする、施設の新築もありますが、施設を大規模修繕する場合の宝くじについては該当になりません。しかし、備品の購入については該当になります。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） その備品の購入でも、あれは80%まででした。75だっけ。

○副町長（須田政好君） 備品は100%です。それで、修繕あるいは新築については60%でござ
います。上限はございますが。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） そうすると、備品関係は80と、それから修繕は70と。（「100」の声あ
り）備品は100で修繕が60ということで、そんな形であるならばそれを利用してもいいのかな
と、こう思うのですが、そこまで今後、これは案ですから、再度協議すると思うのですけれど
もね、そういうことも含めた中で逆に教えてやって、こういうのもあるからというようなこと
で進めたほうがいいんじゃないのかなと思っているのね。借りるから、はい、貸すからと、現
状のままでは私は利用価値がないと思いますよ、集会所としては。ただ、何ですかね、小スポ
ーツとか、そういうようなものであればいいのですが、集会所としては私はちょっと適さない
のではないかと考えておりますので、いや、借りるから、はい、貸すからという問題ではない
と思うんですね。私、特に地元なものですからね。やはりその辺で教えてもらって、有意なそ
ういう貸付けになるような形で協力していただきたいと思うのね。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 去年の暮れ、昨年10月、11月ぐらいから区長さんのほうから話がご
ざいまして、地元での協議をそれぞれ進めているという状況でした。それで、私も、4月だっ
たと思いますが、総会でたまたま、町長さんが御都合つかなかったので私が来賓で呼ばれてい
って、それで普通来賓は挨拶するとすぐ帰っていいのですけれども、帰らないで待っていてく
れということで留められまして、皆さんで協議されて、皆さんの中で借りる方向であるという
ところを私も聞いてきました。

それで、区長さんのほうがいろいろとその利用の方法について、私のところに来てお話をさ
れましたけれども、集会所としても利用するでしょうし、あるいは今お話があったように軽運
動的なところも使えるというところで、両方使えるのですごくいいと、いいんだというお話を
聞いてございます。

先方のほうで集会所としてぜひ借りたいという申出がございましたので、適さないんじゃな
いかとは私のほうも正面から申し上げられませんので、よく地域の中で協議してくださいとい
うお話はずっと繰り返して、ここ半年間、協議してきました。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 地元の区長さんがそのように地域の方々と話し合いながら承諾、ある程

度承諾を受けているということであればいいのですが、やはり私が心配しているのは管理ですね。そういう施設の管理がどこまでできるか、それを徹底するような形でやったほうがよいと思うのですがね。

あそこの改修も含めてその辺、指導していただきたいと思うのですが、やはり貸すから、はい、どうぞじゃなくて、借りる側の立場になって貸すようにしていただきたいと思うんですね。最終的には町に来ると思うですよ。その修繕にしたって、借りたっていいのだけれども、何もないところに借りたとか、後から何だりかんだり言われるような、そういうようなことで私は駄目だと思いますよ。だから、その辺しっかりと話し合って、最終的なその案となるのですが、話し合った中でやっていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） そのような形でしっかりと進めていきたいと考えてございます。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏通君） 一応皆さんに情報共有という形で皆さんにお話を進めてまいりました。

次の委員会等もありますが、この程度にしたいと思いますが。（「最後と言われたのでずっと待っていました」の声あり）

では、伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 何点かあります。

まず、初めにこちらの武道場に関しては、現在、中学校統合に関する跡地活用の一環の1つだと思っていたのですが、そのあたり、跡地の活用と一緒に検討中ではなかったのかというところからまずお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 検討中でございます。それで、跡地の活用の1つとして、今回最初の第1段目というのか、最初の跡地活用のものというふうに考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 当初からこういった武道場だけを貸出しするような切り取り方、ここで不動堂中学校の校舎跡地等を含むという形だと思っていたので、そこは切り離してということも検討の中に最初から入っていたのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 小牛田中学校も不動堂中学校もそうですが、全て一体的な跡地活用もありますし、あるいはそれを2つ、3つに分けた形で、分離した形での跡地利用もあると考え

てございます。特に1つ、一帯というふうに限定した跡地活用という考えはございません。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 庁内の打合せ、庁舎内の打合せの中で調整等を行っていたというところなのですが、今回のそれ以外で地域おこし協力隊の皆さんもいらっしゃる中で、そちらのほうの御意見とかは聞いたのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 地域おこし協力隊とは特に意見交換は行ってございません。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） いろんな意見があるのかなと思いましたので、もう少し広くそういったところも考慮しながらのほうが、町の、何でしょう、調整になったのかなと思います。

また、あと次に無償での貸出しの内容なのですが、こちらのほう、今後同じ案件が同様に出来た場合には、ほかの自治会もやはり、先ほど来同じなのですが、こういったところはお借りしたいというのは出ると思うんですね。例えば南郷地域に関してもそういったことが今後出てくるかもしれないのですが、そういったときに同じような待遇というか、対応ということはできるか。地域格差というのが生まれませんか。そういうところは整合性というか、取れるのかをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 現在、普通財産で土地はかなりの数を有していますけれども、建物として普通財産を今有しているものは、この中学校の跡地関係のものかと考えてございます。

それで、普通財産に関しましては、公共的団体に対して公共的団体が公共公益的利用を行う場合には、町として無償で貸与することができるという、町の条例で規定されてございます。今回のケースが初めてかと思うのですが、公共的団体が公益的に利用するというケースであれば、町のほうが行政財産として使う用途もなく、普通財産として、言葉は悪くなりますが、寝かせておくものに関しては大いに活用していくべきだと、そのように考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。今回、不動堂の武道場の貸付けについてですからね。

○6番（伊藤牧世君） 意見として最後、お話ししたいと思います。武道場に関しては……。

○議長（鈴木宏通君） 意見を求めるのはいいのですが、今回のこの武道場に関することですからね。

○6番（伊藤牧世君） なので、私は武道場は武道場として活用すべきだと思っているので、今回聞いています。そういった意味で、先ほど間に合っていると言ったのですが、柔道、剣道、

少林寺、空手、合気道、そういったところは現在、美里町の子供たちが、例えば涌谷の空手に行って全国とかに行っているんですね。そういった意味で、活動を十分だというところが果たしてそうなのかなというところがあって、地域クラブ活動とかとの整合性を取りながら、もう一度考えていただきながら、そういった町全体のバランスを考えながらもう一度検討していただけないかと思います。意見になります。

○議長（鈴木宏通君） 以上ということでよろしいですか。

では、説明は以上ということで、皆さん出し尽くしたということで、終了とさせていただきますと思います。

では、執行部の皆さん、ありがとうございました。

その他がありますので、ちょっと待ってくださいね。

次に、その他に入ります。

まず、消防団演習の際の服装について。今回15日にあります。このときにはもちろん団員の方もおられますが、議員としての参加の方々は平服というか、にしたいと思いますので、この格好で。よろしくお願いいたします。

あと、前回の全協でも申し上げました県への要望についてございまして、これが8月29日まで提出ということになります。何か御要望等があれば、早々に私のほうに、事務局のほうへ提出のほうお願いをしたいと思いますので、御協力のほどお願いいたします。

ということで以上です。あと、何か皆さんのほうからありますか。（「なし」の声あり）

なしということで、はい。

ないようですので、これをもちまして全員協議会を終了いたします。

では、副議長、お願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） 今からまだいろいろ委員会等ありますので、皆さん、本会議終わったばかりで全協でお疲れのところではございますが、よろしくお願いいたします、閉会いたします。

午後3時23分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月11日

美里町議会議長